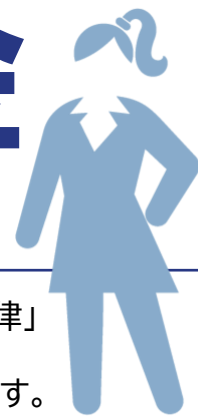


令和4年3月31日  
受付終了

# 両立支援等助成金

## 女性活躍加速化コース



中小企業事業主が女性社員の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、課題解決に相応しい**取組目標**及び**数値目標**を盛り込んだ**一般事業主行動計画**（行動計画）を策定・公表し、取組目標を実施したことにより、数値目標を達成した場合に助成金が支給されます。

### 目標の区分

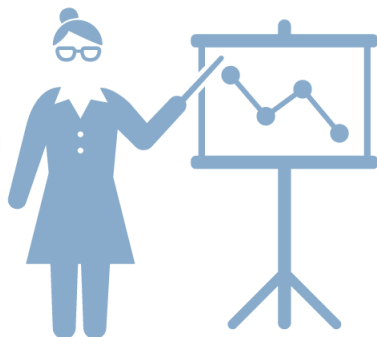
- ・女性の積極採用に関する目標・女性の積極登用
  - ・評価・昇進に関する目標
  - ・女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
  - ・多様なキャリアコースに関する目標
- 支給対象となる目標

### 助成額

47.5万円 < 60万円 >

※ < > は生産性要件を満たした場合に支給

1企業  
1回限り



### 支給までの流れ

① 女性社員の活躍の状況把握を行い、女性の活躍に向けた課題を分析

② 課題解決に相応しい数値目標とその達成に向けた取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表・策定届の届出と女性活躍の状況の公表（公表は、女性の活躍推進企業データベース）

③ 取組目標の実施

④ 取組目標を実施した結果、3年以内の数値目標を達成し、達成状況を公表（公表先は②と同じ）↓ 助成金の受給

女性活躍推進法が改正され、新たに101人以上300人以下の労働者を雇用する事業主については、**令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定等が義務化**されます。

